

海陽町人事行政の運営等の状況について

海陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年海陽町条例第230号)第4条の規定に基づき、平成25年度の海陽町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(H25.4.1～H26.3.31)

区 分	採用者数
一般行政職	5人
技能労務職	—
企業職	3人
計	8人

(2) 退職者の状況(H25.4.1～H26.3.31)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他(免職・死亡等)	退職者計
一般行政職					
教育	1人				1人
企業職	1人	1人			2人
計	2人	1人			3人

(3) 職員数に関する状況(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数
		平成24年	平成25年	
一般行政職	議 会	1	1	0
	総 務	32	31	△ 1
	税 務	8	5	△ 3
	民 生	17	13	△ 4
	衛 生	12	11	△ 1
	農林水産	6	6	0
	商 工	4	3	△ 1
	土 木	5	6	1
	小 計	85	76	△ 9
教 育		21	20	△ 1
普通会計計		106	96	△ 10
公営企業等	病 院	38	34	△ 4
	水 道	3	3	0
	下 水	5	5	0
	そ の 他	8	9	1
	小 計	54	51	△ 3
合 計		160	147	△ 13

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計分決算見込み)

区分	住民基本台帳人口 年度末(人)	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A(%)
25年度	10,411 人	8,643,356 千円	201,265 千円	875,048 千円	10.1%

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費(千円)				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	99 人	380,597 千円	50,430 千円	134,691 千円	565,718 千円	5,714 千円

(注)1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44 歳	323,617 円	351,782 円
技能労務職	53 歳	287,875 円	299,991 円
保健師	46 歳	337,475 円	341,100 円
看護師	43 歳	290,376 円	310,905 円

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	初任給	経験年数		経験年数 20年以上25年未満	
		10年以上15年未満	15年以上20年未満		
一般行政職	大学卒	161,600 円	245,100 円	288,400 円	336,133 円
	高校卒	140,100 円	211,800 円	242,100 円	275,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	—	—	—	—

(5) 職員の手当の状況(平成25年4月1日現在)

○期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.645 月分
12月期	1.375 月分	0.645 月分
計	2.600 月分	1.290 月分
加算措置	・職制上の段階、職務の級等に加算措置あり	

○退職手当

区 分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.79 月分
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
加算措置	・職制上の段階、職務の級等に加算措置あり	

○扶養手当

区 分	配偶者が扶養親族	配偶者が扶養親族でない	配偶者なし
配偶者	13,000 円	—	—
子・父母等のうち1人目	6,500 円	6,500 円	11,000 円
子・父母等のうち2人目	6,500 円	6,500 円	6,500 円
その他扶養親族	6,500 円	6,500 円	6,500 円
15～22歳の子の加算	5,000 円	5,000 円	5,000 円

○住居手当

区 分	支給月額
借 家 借 間	・家賃の額に応じて支給 (最高支給限度額 27,000円)

○通勤手当

区 分	支給月額
交通機関の利用者	・55,000円を限度に支給
自家用車等の利用者	・通勤距離が2km以上60km未満 2,000円～23,600円を支給 ・60km以上 24,500円を支給

○管理職手当(平成25年4月1日現在)

区 分	支給月額
参事・総務課長	50,000円
課長・院長・副院長・看護師長・事務長・教育次長・事務局長	院長53,000円・その他41,000円
主幹・総務課課長補佐(財政担当)	32,000円

(注) 平成19年4月1日より職によって区分を設けた定額制になっています。

○特殊勤務手当

手 当 の 名 称	支給月額
感染症防疫等作業手当	1日につき 2,000円
医療研究手当	月額 350,000円～500,000円
危険手当	月額 5,000円～20,000円
手術手当	手術1回につき手術料の固定点数の2割の額を施術医師の数で除した額
放射線等検査手当	検査1回につき診療報酬の1割の額
往診手当	往診1回につき3,250円
へきち医師勤務手当	勤務年数等により30,000円～100,000円まで支給

(6) 特別職の報酬月額などの状況(平成25年4月1日現在)

区 分	給料(報酬)月額	期末手当の支給割合
町 長	768,000 円	6月 1. 225月分 12月 1. 375月分 計 2. 600月分 職務上の加算措置 あり
副 町 長	615,000 円	
教 育 長	553,000 円	
議 長	269,000 円	
副 議 長	231,000 円	
議 員	192,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)(平成25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休息時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	無	12:00～13:00

(2) 主な休暇制度の状況(平成25年4月1日現在)

休暇の名称	内 容	休暇日数等
年次休暇		1歴年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間
	その他の私傷病	90日を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇 (主なもの)	ボランティア活動に参加する場合	5日の範囲内の期間
	結婚する場合	その都度必要と認める期間。ただし、5日を超えることはできない。
	産前産後の場合	その分べん予定日前6週間(多胎妊娠の場合14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間
	子の看護をする場合	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日の範囲内の期間
	親族が死亡した場合	親族により1日から7日の範囲内で必要と認める期間
	父母を追悼する場合	1日
	夏期における心身の健康の維持・増進等の場合	7月1日から9月30日までの期間において原則として連続する3日の範囲内の期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認める日又は時間

育児休業(H25.4.1～H26.3.31)

区 分	育 児 休 業		部 分 休 業	
		(うち新規)		(うち新規)
取得者数	2 人	1 人	0 人	0 人

(3) 休暇の取得状況

年次休暇(H25.1.1～H25.12.31)

総付与日数	総使用日数	職員数	1人当たりの平均使用日数
2,776 日	577 日	70 人	8.2 日

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者等の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

区	分	処分者数
分限処分	免 職	0 人
	休 職	1 人
	降 任	0 人
	降 給	0 人
懲戒処分	免 職	0 人
	停 職	0 人
	減 給	0 人
	戒 告	0 人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、同32条から38条までには、職員の義務、禁止・制限事項が規定されています。

これらに対するサービス義務違反者は、ありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修機関等における研修の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

研修名	参加者数
一般研修(新規採用職員研修、階層別職員研修等)	12 人
特別研修(能力開発・向上研修等)	20 人
人権研修	169 人
県派遣(人事交流)	0 人

(2) 勤務成績の評定の状況

実施していません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

区 分	受信者数
定期健康診断	65 人
人間ドック	82 人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福祉事業内容
市町村職員共済組合	・保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	・給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業

○ 互助会会員数(平成25年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	146 人	給料月額×3/1000×12月
徳島県教職員互助会	4 人	上限3,000円×12月(掛金のみ)

○ 公費支出状況

年 度	負担額(単位:千円)	会員一人当たり(単位:円)
平成25年度決算	1,752 千円	11,376 円

○ 定期健康診断に係る決算

年 度	負担額(単位:千円)	備 考
平成25年度決算	868,694 千円	臨時職員等含

(3) 公務災害の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

職員が公務中あるいは通勤途中で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

加入団体	災害認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金徳島県支部	0	

(4) 利益の保護の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

区 分	件数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件

《このページに関するお問い合わせ》

海陽町役場総務課
〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128
(電話) 0884-73-4151
(FAX) 0884-73-2718